

厚岸町営住宅入居申込案内書

電話 0153-52-3131 内線 272～275

1. 今回募集している住宅

団地名	住宅番号	建設年度	間取り	月額家賃	入居時期	備考
宮園団地	M1-205	平成 6 年度	2LDK	19,800円～	11月下旬以降	2階1戸
宮園団地	M2-409	平成 9 年度	2LDK	20,000円～	11月下旬以降	4階1戸
宮園団地	M3-303	平成11年度	2LDK	20,100円～	11月下旬以降	3階1戸
白浜団地	H4B4-104	平成 4 年度	3LDK	18,500円～	11月下旬以降	1階1戸
計	4戸					

受付期間：令和7年11月4日（付）～11月14日（金）

受付場所：厚岸町役場建設課管理維持係

申込方法:町営住宅入居申込書に必要事項を記入し、添付書類と一緒に受付場所へ持参。

※申込団地を指定して応募してください。

2. 入居者の資格

町営住宅に入居することができるのは、次の事項を全て満たしている方です。

- ① 厚岸町内に住所又は勤務先を有する方及びそれが確実な方。
- ② 過去1年間の世帯収入が、公営住宅法で定められている収入基準の範囲内の方。
- ③ 現に住宅に困窮していることが明らかな方。
- ④ 次に掲げるものを完納していること。

ア 町税	エ 介護保険料	キ 水道使用料及び下水道使用料
イ 国民健康保険税	オ ごみ処理手数料	ク 公共下水道事業受益者負担金
ウ 後期高齢者医療保険料	カ 町営住宅使用料	

- ⑤ 入居申込者及びその同居者、又は同居しようとする親族に暴力団員がいないこと。

3. 添付書類

町営住宅入居申込書には、以下の書類を必ず添付してください。

- ① 世帯全員分の住民票（町内に住所を有する方は必要ありません）。
- ② 収入がわかる書類。
（所得証明書、源泉徴収票、給与支払証明書、年金の振込通知書、確定申告書(写)等）
- ③ 厚岸町営住宅入居申込に係る同意書
（令和7年1月1日において厚岸町内に住所を有している者）

※厚岸町外に住所を有する方は現住所地、令和6年中に厚岸町へ住所を異動した方は前住所地の納税証明書又は非課税証明書の添付が必要です。

- ④ 障害のある方は、各種障害者手帳の写し。
⑤ その他、町長が別に必要と認める書類。

※住民票、課税証明書、生活保護受給証明書については、マイナンバーの提供により省略することができます。

4. 収入基準について

町営住宅の入居収入基準は世帯における1年間の総所得金額を計算し、そこから当てはまる控除額をすべて差し引いた残りの金額を12ヶ月で割った額（収入月額）で次のとおりです。

- ・一般世帯 158,000円以下
- ・裁量世帯 214,000円以下

※ 裁量世帯とは ※

高齢者世帯や障害者世帯などのうち、次のいずれか1つに該当する世帯を「裁量世帯」と呼び、収入基準（世帯の月收入額）を一般世帯に比べ緩和しています。

- ① 1級～4級の身体障害者手帳の交付を受けている方
- ② 1級または2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ③ 知的障害のある方で障害の程度が上記②と同程度と認められている方
- ④ 申込者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者
- ⑤ 同居者に小学校就学前のお子さんがある方

5. 入居者の決定方法

入居申込書を受付後、住宅を訪問し、住宅の困窮状況について調査いたします。その後、町営住宅入居者選考委員会で住宅困窮度の順位を決定します。その順位に応じて、入居決定者、入居補欠者を決定し文書で通知します。

入居決定者：所定の手続きを行うことで、町営住宅に入居することができます。

入居補欠者：他の町営住宅に空き家が生じた場合や入居決定者が辞退した場合、補欠の順位に応じて入居者を決定いたします。（なお、入居補欠者となる期間は2ヶ月です。期間中に入居決定とならなかった場合は、次回の募集時に申込みください。）

6. 入居決定後の手続き

借受証書の提出：緊急連絡人を2名を選出し、町が送付する借受証書に200円の収入印紙を貼付、入居者及び緊急連絡人2名が必要事項を記入・押印し提出していただきます

敷金の納入：家賃の2ヶ月分（ただし家賃の額が2万円未満の場合3ヶ月分）を納入していただきます。

7. 入居後の注意事項

- ① 次のいずれかに該当する場合、町営住宅の明け渡しを請求することがありますのでご注意ください。
 - ア 不正の行為によって入居したとき。
 - イ 家賃を3ヶ月以上滞納したとき。
 - ウ 住宅や共同施設などを故意にき損させたとき。
 - エ 入居時に同居した親族以外の人を、町に無断で同居させたとき。
 - オ 入居者が死亡、又は退居した場合に引き続き町に無断で住宅に住んだとき。
 - カ 他の入居者に迷惑を及ぼす行為、又は周辺環境を乱す行為を行ったとき。
 - キ 理由がなく、町に無断で15日以上住宅を使用しないとき。
 - ク 住宅を他人に貸したり、住む権利を他人に譲ったとき。
 - ケ 町に無断で住宅の一部を住宅以外の用途に使用したとき。
 - コ 町に無断で住宅を模様替えしたり増築したとき。
 - サ 入居者及び同居者が暴力団員であることが判明したとき。
 - シ その他、厚岸町営住宅管理条例及び同施行規則に違反したとき。

※上記ウ、カの理由からペットの飼育は禁止しています。

- ② 入居後に次のいずれかに該当した場合、手続きが必要となります。詳しい内容は、お問い合わせください。
 - ア 子どもが生まれたとき。
 - イ 同居している家族が死亡、又は転出したとき。
 - ウ 新たに親族を同居させたいとき。(ただし、収入が多い等の理由で同居の許可ができないことがあります。)
 - エ 15日間以上住宅を留守にするとき。
 - オ 町営住宅を退居するとき。

8. 家賃について

- ① 町営住宅の家賃は、入居者及び同居者の収入が著しく低額であるなど特別な事情があると認められたとき、家賃の減免を受けることができます。
- ② 入居者は、毎年7月末までに前年の1月1日から12月31日までの1年間の収入を申告をしていただく必要があります。
- ③ 前項の収入状況の申告について請求を行ったにもかかわらず、その請求に応じないときは、近傍同種の住宅と同等の家賃を支払っていただきます。
- ④ 町営住宅に引き続き3年以上入居している人で、入居収入基準を超える所得のある人は「収入超過者」と認定されます。収入超過者と認定された場合の家賃は、その所得に応じて割増された額(上限は近傍同種の住宅の家賃)となります。

また、住宅を明け渡す努力義務が生じますので、自ら住宅を明け渡すよう努めてください。

- ⑤ 町営住宅に引き続き5年以上入居している人で、その所得が2年連続して月額313,000円を超える人は「高額所得者」と認定されます。高額所得者と認定された場合は近傍同種の住宅の家賃を納めていただくとともに、住宅を明け渡す義務が課せられます。

この場合、町では期限を定めて住宅の明け渡し請求をします。明け渡し請求を受けた入居者は、特別な事情がない限り期限までに住宅を明け渡していただくこととなります。

また、期限までに住宅の明け渡しされない場合は、近傍同種の住宅の家賃の1.2倍の家賃を徴収いたします。

【個人情報の取扱いについて】

ご提出いただいた町営住宅入居申込書や添付書類に記載された個人情報は、重要なものと認識し、その取扱いについては細心の注意を払います。

1 利用目的

- (1) 町営住宅入居者の選考・入居決定時の家賃算定及び決定通知等の送付に利用。
- (2) 入居後の町営住宅維持管理に利用。

2 ご提出いただいた個人情報の扱い・管理

ご提出いただいた個人情報は、申込みされた方の同意又は法令に基づくものでない限り、いかなる第三者にも提供又は開示いたしません。

また、適切・慎重に管理し、不正アクセス、紛失、改ざん、漏洩等、危険防止のための保護処置を行います。